The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	シュレージエンにおけるドイツ人少数民族の現状と展望
Author(s)	阿部, 津々子
Citation	大阪大学言語文化学. 2016, 25, p. 3-15
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/77729
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

シュレージエンにおけるドイツ人少数民族の現状と展望*

阿部津々子**

キーワード：ポーランド、ドイツ人少数民族、FUEN

2016 ist Wrocław die Kulturhauptstadt Europas und dafür sind bereits zahlreiche Veranstaltungen geplant. Der jährliche Kongress der FUEN (Federal Union of European Nationalities) , der im Mai 2016 stattfinden wird, ist einer der vielen Höhepunkte.

Die Deutsche Minderheit in Polen ist seit 1991 in der FUEN vertreten. *Der Verband der deutschen sozial-kulturellen Gesellschaften in Polen (VdG)* , die Dachorganisation für die zahlreichen deutschen Bezirksorganisationen, ist Gastgeber dieses Kongresses und wird den Teilnehmern ihre Erfahrungen und Zukunftsvisionen vorstellen.

In Japan war Schlesien bislang hauptsächlich ein Forschungsgegenstand der Europäischen Geschichte. In der vorliegender Arbeit geht es hingegen um den aktuellen Stand und die Zukunftsaussichten der deutschen Minderheit in Schlesien insbesondere hinsichtlich ihrer Beziehung zu Europa.

Im ersten Teil der Arbeit wird das Schicksal der Deutschen in Polen nach dem Zweiten Weltkrieg dargestellt.

Im zweiten Teil wird die rechtliche Lage der deutschen Minderheit in der Dritten Polnischen Republik analysiert. Weiterhin soll anhand der Vorschriften des *Gesetzes über nationale und ethnische Minderheiten sowie Regionalsprachen (2005)* sowie der *Europäischen Charta der Regional- oder Minderheitensprachen* die Sprachensituation im gegenwärtigen Polen erläutert werden.

Im dritten Teil wird eine soziologische Untersuchung von Eiichi Kido, Koji Kobayashi, Hiroyuki Wagata und Danuta Berlińska mit dem Titel „*Die Deutschen in der Woiwodschaft Oppeln – Fragen und Antworten (2010)* “ in Betracht gezogen. Die Ergebnisse dieser Untersuchung deuten darauf hin, dass bei der deutschen Minderheit die historische Auslegung der Folgen des Zweiten Weltkrieges anders ist als bei der polnischen Mehrheit. Dieser Punkt ist für die Gegenwart und das Fortbestehen der deutschen Minderheit in Polen von besonderem Interesse, wie auch Bernard Gaida, der

---

* Aktuelle Lage und Aussichten der deutschen Minderheit in Schlesien（ABE Tsuzuko）

** 大阪大学大学院言語文化研究科博士後期課程

Vorsitzender der VdG, meint: „Wie wir die Vergangenheit verstehen, bestimmt maßgeblich die Art und Weise, wie wir die Gegenwart verstehen.“ (Zitat aus der Masurischen Storchenpost Nr. 311, Okt. 2014, s.36-37.)

Abschließend wird anhand der Laudatio des Botschafters der Bundesrepublik Deutschland in Polen, Rolf Nikel, vom 25. Juni 2015 in Warschau, anlässlich der Verleihung des Verdienstkreuzes des Verdienstordens der Bundesrepublik Deutschland an den Sejm-Abgeordneten Ryszard Galla und an Bernard Gaida, die Brückenfunktion der deutschen Minderheit in Polen herausgestellt.

1 はじめに

ヴロツワフ（Wrocław）は、オーデル河畔の人口63万を擁するポーランド第四の都市である（図1参照[1]）。第二次世界大戦前はブレスラウ（Breslau）というドイツの都市であったが、第二次世界大戦で甚大な被害を受け、町は廃墟と化した。この町に居住していたドイツ人住民の大半は、国外への退去を余儀なくされた。戦後、ドイツ人が退去したブレスラウには、各地からポーランド人が移り住み、都市名もヴロツワフに改められた。このような複雑な歴史を持つヴロツワフが、2016年の「欧州文化首都」に選定され、開催に向けて、早くも数多くのイベントが計画されている。

その中でもとりわけ興味深いのが、2016年5月18日にヴロツワフで開催が予定されている欧州少数民族連合（以下「FUEN[2]」）の年次国際総会である。FUENは、欧州に原住する民族的マイノリティーの諸団体を統括するNGO組織で、ドイツ・デンマーク国境の町フレンスブルクに本部を置き、現在32の国々から90以上の団体が加盟している。ヴロツワフ総会のホスト役を務めるドイツ人少数民族の上部団体「在ポーランド・ドイツ人少数民族社会文化協会（VdG[3]）」は、1991年にFUENに正規加盟し、2015年に25周年の節目を迎えた。ドイツ時代に生まれ、ドイツ語で学校教育を受けた記憶を持つ世代がほぼ80歳代に入り、

図1　ポーランド

[1] 出典：ヴウォジミェシュ・カリツキ、武井摩利・篠崎誠一訳「ポーランドのドイツ人少数民族」『季刊Quo第2号』、[ソ連・東欧]資料センター、1992、p.102。
[2] Federal Union of European Nationalities
[3] Der Verband der deutschen sozial-kulturellen Gesellschaften in Polen

世代交代を目前にするポーランドのドイツ人少数民族は、今どのようにドイツ文化を継承し、今後どのように発展しようとしているのだろうか。

2 本研究の目的

わが国において、シュレージエンの民族問題は、これまで特にヨーロッパ史学の分野で数多くの研究がなされてきた分野であった。本稿は、ポーランド民主化以降の変化に注目し、少数民族保護のための立法、および、ドイツ人少数民族と FUEN の関係を論じた新規的な試みである。本稿では、まず、第二次世界大戦後から今日に至るポーランドのドイツ人住民の歴史を概観し、次に民主化以降の立法、特に 2005 年の「少数民族法」の内容を検討し、さらにそれが欧州評議会の「地域少数言語憲章」批准によって欧州の法体系に組み込まれるまでの過程に焦点を当てる。さらに、ドイツ人少数民族の社会状況、および、ドイツ人少数民族の歴史解釈に関する調査を参照し、最後に、2015 年 6 月 25 日に在ワルシャワ・ドイツ大使館で行われた、ポーランド国会議員リシャルド・ガラ氏、ならびに、VdG 会長ベルナルド・ガイダ氏に対するドイツ連邦共和国功労十字章授与式典における、ロルフ・ニケル駐ポーランド・ドイツ大使による祝辞演説等を手掛かりに、ドイツ人少数民族の社会的役割と今後の展望について考察するものである。

3 第二次世界大戦後と社会主義ポーランドにおけるドイツ人住民

第一次世界大戦後に実施された国勢調査の時点では、ポーランドは人口の約三分の一を少数民族が占める多民族国家であった。今日のポーランドが民族的に均質性の高い国となったのは、ナチスによるユダヤ人迫害と、第二次世界大戦後の国境移動および「住民交換」によって少数民族が激減し、住民地図が大きく塗り替えられたことによる。第二次世界大戦終結後、1947 年までに 690 万人ものドイツ人が国外へ移送されたといわれるが、その後もポーランド国内にはドイツ人居住地が点在していた。社会主義ポーランドにおいてドイツ人の存在は公式には認められず、ドイツ人は「ドイツ化したポーランド人」という扱いを受け、「再ポーランド化（Repolonisierung）」と呼ばれる過酷な同化政策に晒された。例外的に、下シュレージエンのヴァウブジフ（Wałbrzych、ドイツ名 Waldenburg）などの鉱業都市では、炭鉱労働に必要な労働力として、残留したドイツ人に少数民族として特別の地位が認められていたが（Urban 2000: 86-89）、それ以外のドイツ人は、民族的アイデンティティを公言することやドイツ語の使用を厳しく禁じられ、違反が発覚すると禁固刑などの刑に処せられた。ドイツ語やドイツ文化について学ぶことのできる学校は存在せず、抑圧と貧困からさらに多くのドイツ人がドイツへ移住した。残留したドイツ人の多くは、弾圧に対する恐怖から、家庭においてさえドイ

ツ語の使用を控えるようになった。ドイツ人に対する不当な扱いは戦後期に最も多く、その後は時代と共に減少の傾向にはあったものの（木戸 2015:246）、1989 年末まで続いたのであった（Miś 2015:15）。

1989 年 11 月 9 日にベルリンの壁が崩壊し、同 14 日にヘルムート・コール首相とタデウシュ・マゾヴィエツキ首相がワルシャワで署名した共同声明[4]は、ドイツ人少数民族の新たな法的・政治的地位の支柱となるものであった。

ポーランドには現在、約 30 万人～ 35 万人のドイツ人少数民族が居住すると推定される。人口の分布を県別に見ると、オポレ県（75%）、シロンスク県（22%）、ヴァルミンスコ・マズルスキ県（3%）となっており、97% がシュレージエン地方に、さらにその大部分がオポレ県に集中していることがわかる。これらの地域では、民主化以前からドイツ人協会設立の動きが活発になっていた。1990 年 1 月 16 日、カトヴィツェ裁判所で最初のドイツ人少数民族社会文化協会が登録され、同 2 月 16 日には、「オッペルン・シュレージエン・ドイツ人少数民族社会文化協会（SKGD[5]）」が続いた[6]。

4 ポーランドにおける少数民族に関する法整備

ポーランドでは 1989 年の民主化以降、少数民族保護に関する法整備が急速に進められた。主要な条約および国内法の内容を以下に概説する。

4. 1 国境条約と善隣友好条約

1990 年 11 月 14 日「ドイツ・ポーランド間に存在する国境線の承認に関する条約[7]」（以下「国境条約」）が締結され、統一ドイツとポーランド共和国間の国境が正式に確定した。この条約はポーランド国内のドイツ人少数民族の権利保護について言及しておらず、この問題については「ドイツ・ポーランド善隣友好協力条約[8]」（以下「善隣友好条約」）で補完されることとなる。

善隣友好条約は、1991 年 6 月 17 日に両国首相による署名がなされ、1992 年 1 月 16 日に国境条約と共に発効した。同条約は、本文と、両国外相による補足的な交換書簡から成る。同条約第 20 条 1 項は「ポーランド共和国におけるドイツ人少数民族」ならびに「ドイツ連邦共和国においてドイツ国籍を有し、ポーランドの出自であるか、ポーラ

---

[4] Gemeinsame deutsch-polnische Erklärung vom 14. November 1989
[5] Die Sozial-Kulturelle Gesellschaft der Deutschen im Oppelner Schlesien
[6] *Entwicklungsstrategie der deutschen Minderheit in Polen für die Jahre 2010-2015,* Dom Współpracy Polsko-Niemieckiej, 2010, p.7-8.
[7] Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Republik Polen über die Bestätigung der zwischen ihnen bestehenden Grenze vom 14. November 1990
[8] Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Republik Polen über gute Nachbarschaft und freundschaftliche Zusammenarbeit

ンドの言語・文化・伝統に属することを自認する人々」を相互保護の対象と規定しているが、ポーランド国内の「ドイツ人少数民族」の存在が明言されている一方、ドイツに在住するポーランド出自の人に対しては「ポーランド人少数民族」という用語は使用されていない。また、交換書簡第4条は、地名の二言語表記について、「本条約締結の時点では、ポーランド政府は、ドイツ人少数民族の居住地における地名のドイツ語表記を許可しない」としながらも、将来的にこの点について考慮する用意があることを明記している[9]。

4.2 教育法

1991年9月7日の「教育法[10]」第13条の規定により、学校における母語としてのドイツ語の正式な授業の開講が可能になった。ドイツ語教員の不足を補うため、両国政府はドイツ語教師養成プログラムに関する協定を結び、オポレとラチブシ（Racibórz、ドイツ名 Ratibor）で3年制のドイツ語教師養成講座を開設した。ドイツからもドイツ語教師が派遣された。ドイツ語の授業を実施するに当たり、ポーランド人に対しても受講の機会を開くことを条件に、ドイツ政府から補助金が提供された（Urban 2000:155-157）。1992/93年度に母語としてのドイツ語の授業が導入されたのは10校であったが、その後急増し、2004/05年度には332校で同授業が実施され、約3万5千人の生徒が受講した。ドイツ語のみで授業が行われる学校は今日まで設立されていない（Jäger-Dabek 2012: 88）。

4.3 ポーランド共和国憲法[11]

1997年4月2日に公布され、同年10月17日に発効したポーランド共和国憲法第27条は「ポーランド共和国における公用語はポーランド語である。この規定は、批准された国際条約より生じるナショナル・マイノリティーの権利を侵害するものではない」とし、ナショナル・マイノリティーが、公用語の使用を強制されない権利を保障している。また、第35条1項は「ポーランド共和国は、ナショナル・マイノリティーおよびエスニック・マイノリティーに属する国民が、自己の言語を保持・発展させ、慣習および伝統を保持し、自己の文化を発展させる自由を保証する」、同条2項は「ナショナル・マイノリティーおよびエスニック・マイノリティーは、自己の教育・文化機関、および、宗教的アイデンティティ保護のための施設を設立する権利を有する。また彼らは、自己の文

---

[9] これらの点については本稿4.4参照。
[10] Ustawa z dnia 7 września 1991 r. o systemie oświaty
[11] Ustawa z dnia 2 kwietnia 1997 r. Konstytucja Rzeczypospolitej Polskiej

化的アイデンティティに関わる決定の場に参加する権利を有する」と規定している。

4.4 少数民族法

4.4.1 国勢調査（2002年）

2002年に実施された国勢調査は、ポーランドにおいて、戦後初めて国民の民族的属性を問うものであり、この調査の結果がその後の少数民族政策の根拠となった。

同調査で、「あなたはどの民族に属しますか？」という質問に対し、国民の96.74%が「ポーランド人」と回答し、ポーランドの民族的同質性の高さが改めて証明された。ポーランド人以外の民族に帰属していると答えたのは、ドイツ人（152,900人）、ベラルーシ人（48,700人）、ウクライナ人（31,000人）、ユダヤ人（1,100人）、シュレージエン人（173,200人）、ロマ人（12,900人）など、合計約419,800人で、「シュレージエン人」が最大の民族的マイノリティーのグループであることが明らかになった。

使用言語について、「家庭において、どの語を最も頻繁に使用しますか？」という問いに対しては、36,894,400人（人口比96.5%）がポーランド語と答え、圧倒的多数を占めた。他方、196,841人（同0.5%）がドイツ語、56,643人がシュレージエン語と回答した（Wiśniewiecka-Brückner 2012: 213）。

4.4.2 少数民族法

2005年1月6日に「ナショナル・マイノリティー、エスニック・マイノリティー、および、地域言語に関する法律[12]」（以下「少数民族法」）が施行された。

同法は、第2条において、民族的マイノリティーを「ナショナル・マイノリティー」と「エスニック・マイノリティー」に分類し、それぞれ次の通り定義している。つまり、「ナショナル・マイノリティー」とは、マジョリティーであるポーランド人よりも小さな集団で、独自の言語・文化・伝統を持ち、それら、および自らの共同体を保護する意志を有し、祖先が今日のポーランド共和国の領土内に少なくとも100年以上前に居住しており、ポーランド国外に「母国」を持つ民族的マイノリティーであり（第2条1項）、ベラルーシ人、チェコ人、リトアニア人、ドイツ人、アルメニア人、ロシア人、スロバキア人、ウクライナ人、ユダヤ人がこれに当たる（同条2項）。他方、上記の者で「母国」を持たない民族的マイノリティーが「エスニック・マイノリティー」であり（同条3項）、カライム人、レムケン人、ロマ人、タタール人がこれに当たる（同条4項）。民族的マイノリティーに属する者は、民族的マイノリティーとしての扱いを受けるか否かについ

[12] Ustawa z dnia 6 stycznia 2005 r. o mniejszościach narodowych i etnicznych oraz o języku regionalnym

て自ら自由に決定することができ、その選択により不利益を被ることはない（第4条1項)。法に規定がない限り、民族的マイノリティーへの帰属を公言する義務はなく（同条2項)、民族的マイノリティーに帰属することを証明する義務もない（同条3項)。強制的な同化政策は禁止される（第5条1項)。民族的マイノリティーに帰属する者は、民族的マイノリティーの言語を、私的および公的な場で自由に使用し（第8条1項)、民族的マイノリティーの言語で情報を公開および交換し（同条2項)、私的な性質を持つ情報を民族的マイノリティーの言語で公開し（同条3項)、民族的マイノリティーの言語を学習し、民族的マイノリティーの言語を用いて学習する権利を有する(同条4項)。住民の20%以上がマイノリティー言語を使用する自治体においては、公用語と併用し、補助言語として、マイノリティー言語を自治体の行政機関および上訴審以外の訴訟手続きにおいて使用することが認められる（第9条)。また、マイノリティーが使用する言語での歴史的地名と街路名の付加的な使用が認められる（第12条1項)。ただし、それは1933～45年にドイツ第三帝国、または社会主義ソ連邦によって与えられた名称に関連するものであってはならない（第12条3項)。

また、同法が定める「地域言語」とは、ポーランド共和国において、マジョリティーよりも小さな集団で伝統的に話されているポーランド語以外の言語のことであるが、ポーランド語の方言や移民の言語はこれに含まない（第19条1項)。同法が定める「地域言語」に該当するのは、カシューブ語である（同条2項)。

同法2条1項および3項が定める「ナショナル・マイノリティー」および「エスニック・マイノリティー」とは、「祖先が今日のポーランド共和国の領土内に少なくとも100年以上前に居住していた者」であるという規定は、上記「善隣友好条約」第20条が、ポーランド共和国における「ドイツ人少数民族」と、ドイツ連邦共和国において「ドイツ国籍を有し、ポーランドの出自であるか、ポーランドの言語・文化・伝統に帰属することを自認する人々」に対する相互保護を保障しているにもかかわらず、今日のドイツにおいて、ポーランド人が少数民族として認定されていない[13]事実との整合性を確保する役割を果たしている。つまり、同規定をドイツ在住のポーランド出自の者に当てはめて考えると、1950年代以降ポーランドからドイツに移住したいわゆる「遅い帰国者」(Spätaussiedler）や、ポーランドからの移民は「少数民族」の定義から除外される。1871年以降にドイツのルール地方に移住したポーランド語話者の炭鉱労働者、いわゆる「ルール・ポーランド人」の子孫がポーランド人ナショナル・マイノリティーに当たるかどうかに関しては議論の余地が生じるものの、大部分の「ルール・ポーランド人」

[13] ドイツ連邦共和国の法律でナショナル・マイノリティーまたはエスニック・マイノリティーの認定を受けているのは、デンマーク人、北フリジア人、ゾルブ人、シンティ・ロマ人のみである。

はドイツ風に改姓してドイツに同化するか、第一次世界大戦後の1930年代初頭にフランスのリール等に移住するなどして（中村2001:44）、現在ほぼ残っていないのである。このことから「善隣友好条約」の少数民族条項は実質的に片務契約だと言えるが、少数民族の相互保護を二国間条約で規定することにより、ポーランド国内におけるマイノリティーへの非民主的対応は、即座にドイツ・ポーランド間の国際問題へと変化することとなったのである（玉井2014:47）。

4.5 欧州評議会の欧州地域少数言語憲章

欧州評議会の「欧州地域少数言語憲章[14]」は、歴史的に生成し、消滅の危機に瀕する地域言語および少数言語を保護する目的で1992年11月5日に調印が開始され、1998年3月1日に発効した。同憲章は、中東欧の民主化以前に構想されたため、西欧の民主主義国家を前提としていた。これに対し、1995年2月1日に調印が開始され、1998年2月1日に発効した「少数民族保護枠組条約[15]」は、ポスト社会主義国家における少数民族の権利保護問題を、より広範に規定した条約である。

2003年4月16日にEU加盟条約に署名したポーランドは、早くも同5月12日に同憲章に調印した。しかし、2004年5月1日に新規加盟国10ヶ国の一員として、念願の欧州連合（EU）へ正式加盟を果たすと進捗が鈍り、欧州評議会から数度にわたる催告を受けて、5年後の2009年2月12日にようやく同憲章を批准した。

同憲章は、批准国に対し、同憲章の国内実施状況について、国内発効日から1年以内に第一回報告書を、その後は3年ごとに報告書を欧州評議会に提出することを義務付けている。ポーランドは、同憲章批准から15か月後の2010年9月30日に第一回報告書を提出した。2011年2月に欧州評議会の専門家委員会が同国を訪問し、同年5月5日に欧州評議会閣僚委員会に訪問調査の報告書を提出した。これに基づき欧州評議会閣僚委員会は、同年12月7日にポーランドに対する勧告を発表した。

同憲章の批准に当たり、ポーランドは、ドイツ語、カシューブ語、ベラルーシ語、ウクライナ語、ロシア語、リトアニア語、ルシン語、チェコ語、スロバキア語、タタール語を同憲章が定める「領域的地域少数言語」に、ロマ語、アルメニア語、イディッシュ語、ヘブライ語、カライム語を「非領域的地域少数言語」に認定した。これらの言語は、言語の実際の使用状況に拘らず、つまり、ドイツ語のように話者数が多いか、話者数が僅少か皆無（2002年の国勢調査によれば、タタール語の話者は9名、カライム語の話者数は皆無）であるかに拘らず、同様に保護の対象とされたのである。専門家委員会は、

---

[14] European Charter for Regional or Minority Languages
[15] Framework Convention for the Protection of National Minorities

ポーランドが、それらの言語を少数言語に認定したことについては、意欲的であると肯定的に評価した。しかし他方で、専門家委員会は上記報告書において、2002年の国勢調査で56,643人が使用すると回答したシュレージエン語に関して、専門知識に基づく説明を求めた。これを受けて、ポーランド内務省はポーランドの学術研究機関であるポーランド語評議会（Rada Języka Polskiego）に委託し、シュレージエン語がポーランド語の方言なのか、独立した少数言語であるのかを調査させた。ポーランド当局は、2011年11月20日に発表した公式見解で、シュレージエン語はポーランド語の一方言であり、「少数民族法」および同憲章第1条が定める法的保護の前提を満たさない、と結論付けた。

専門家委員会はさらに、上記報告書において、2002年の国勢調査の結果に基づく少数民族の数と分布の信憑性に疑念を呈し、再調査とデータの補足を請求したが、ポーランド当局は、中央統計局が応用した学術的調査方法を根拠にこれを拒否した。

結果的に、同憲章の批准はポーランドの少数民族政策に大きな変化をもたらさなかった。変化はすでに、2005年の「少数民族法」制定によって生じていたのであり、同法が定める地域少数言語と規則が、ほぼそのまま同憲章に踏襲されたに過ぎない。しかし、上記国勢調査と同法の制定によって、国民の民族的同質性が高いポーランドにおいても、少数ではあれ多様な言語文化が存在していることが広く認識され、上記憲章の批准によってポーランドの少数民族法が欧州法の枠内に組み込まれたことの意義は大きい。とはいえ、話者数が僅少か皆無の言語と、196,841人もの人が使用するドイツ語を同列に置き、56,643人が使用するシュレージエン語を保護の対象としないポーランドの少数民族政策は明らかに現状に合致しておらず、欧州評議会による見直しの勧告は妥当であると言える（Wiśniewiecka-Brückner 2012: 211-226）。

5 ドイツ人少数民族の社会状況

ドイツ人少数民族とシュレージエン人・シュレージエン語とは、どのような人・言語なのだろうか、またそれらはどのような関係にあるのだろうか。上シュレージエン地方では、元来ドイツ語系の方言とスラブ語系の方言の両方が混在していたが、第一次世界大戦後、ドイツ・ポーランド・チェコに分断され、それぞれの「国語」の影響を強く受けることとなった（Kamusella 2012: 51）。ポーランド人民共和国時代には同化政策によりドイツ語の使用が禁止されていたため、シュレージエン地方のドイツ人住民は、民族性を保つ唯一の手段として、主にスラブ語系のシュレージエン方言を使用していた。本稿では欧州評議会の報告書に倣い「シュレージエン語」（Silesian）という名称を用いることにするが、この方言は現在、主にシュレージエン地方のルーラル地域で使用されている。オポレ近郊では、ポーランド人住民から、シュレージエン語はドイツ語の方言で

あり、その話者はドイツ人であるとみなされている一方、カトヴィッツェ近郊では、シュレージエン方言の話者はシュレージエン人またはポーランド人と認識される傾向がある（Kamusella 2012: 55）。

ポーランド内務省の最近の調査によれば、ポーランド国内のドイツ人少数民族の大部分（70.51%）はルーラル地域に居住しており、ポーランド全体のルーラル地域における人口分布（38.2%）を大きく上回っている。居住地域と教育水準の間には密接な関連性が指摘されており、ポーランドの平均大学卒業率が9.9%である一方、ドイツ人少数民族の大卒率は3.12%にとどまる（ただし、ポーランド全土のルーラル地域における大卒率が4.2%であることを考慮すれば、ポーランド人とドイツ人少数民族との間の教育水準の差はさほど大きくない）。さらに、ドイツ人少数民族に未成年者の占める割合は15%以下で、ポーランド平均の23.2%を下回っている反面、60〜70歳代の割合が高く[16]、高齢化が進んでいることがわかる[17]。

ドイツ人・ポーランド人・シュレージエン人のうち、どの民族への帰属意識を持つかは生まれつき決まっているわけではない。民族的アイデンティティは、個々人が社会生活に適応する過程で、また自らの意志で獲得されるものであり、複数の民族的アイデンティティが様々な比率で重複しているのである（Söhner 2013: 397）[18]。

6 シュレージエンのドイツ人少数民族の未来への展望

木戸・小林・我田らの調査で、シュレージエンのドイツ人少数民族は、第二次世界大戦後のドイツ人追放に関して、「強制的に移住させられ」「故郷を喪失し」「不当な扱いを受け」「追放された」と認識しており、ポーランドにおいて一般的な「自分の国に帰った」「適切な処遇を受けた」等の表現は不適当であると認識していることがわかった[19]。つまり、ドイツ人少数民族の歴史認識が、ポーランドにおいて特殊なものであることが明らかになったのだが、これは何を意味するのだろうか。

VdG会長のベルナルド・ガイダ（Bernard Gaida）は、「どのように過去を理解するかということが、どのように現在を理解するかを決定づけるのです。過去の記憶、つまり歴史がなければ少数民族も存在せず、私がこうして少数民族協会の会長になることもなかったことでしょう。記憶は大変重要です。なぜなら、記憶は多様性（Vielfalt）の

---

[16] Entwicklungsstrategie der deutschen Minderheit in Polen für die Jahre 2010-2015, p.10.

[17] 木戸衛一・小林公司・我田広之らが、2009年から2010年にかけてNGO団体「ドイツ・ポーランド協働の家（Haus der Deutsch-Polnischen Zusammenarbeit /Dom Współpracy Polsko-Niemieckiej）」の協力を得て、オポレ県のドイツ人少数民族500名に対して実施したインタビュー調査においても、ドイツ人少数民族の社会状況について同様の結果が示されている。（*Die Deutschen in der Woiwodschaft Oppeln-Frage und Antworten 2010*, pp.55-59参照。）

[18] 我田 2013:65-67においても同様の分析結果が示されている。

[19] *Die Deutschen in der Woiwodschaft Oppeln-Frage und Antworten 2010*, p.26.

擁護に資するからです。そしてこの多様性こそが、全ての国々の宝なのです。」と述べ、歴史の記憶こそが少数民族の存在理由であると説く[20]。

前述の通り、ポーランドのドイツ人少数民族は高齢化が進んでおり、歴史認識や言語文化の継承が危ぶまれているが、VdGは、FUENの「ドイツ人少数民族の共同作業部会（AGDM[21]）」の構成員として、欧州の他の国々のドイツ人少数民族との交流を行い、共通の問題について、知識と経験を交換している。ドイツ人少数民族の次世代を担う「在ポーランド・ドイツ人少数民族青少年連合（以下BJDM[22]）」は、文化・習慣・歴史・言語を保全するための活動や、会員の職業技能を向上させるための語学・EDV講座などを積極的に行っており、BJDMは「青少年ヨーロッパ少数民族（YEN[23]）」の構成員として、欧州の他の国々の少数民族の青少年との交流に参加している。

2015年6月25日に在ワルシャワ・ドイツ大使館において、ドイツ人少数民族から選出された国会議員リシャルド・ガラ氏（Ryszard Galla）、ならびに、VdG会長ベルナルド・ガイダ氏に対し、ドイツ連邦共和国功労十字章が授与された。このニュースは、ポーランド全土のドイツ人少数民族に歓迎された。「マズーレンのコウノトリ・ポスト」2015年7月号は、シュレージエンのドイツ人に関する特集記事、および、上記式典におけるロルフ・ニケル（Rolf Nikel）駐ポーランド・ドイツ大使の祝辞演説全文および特集記事を掲載した（図2参照）。

図2　左からガラ氏、ガイダ氏、ニケル大使

祝辞演説において、ニケル大使

[20] Masurische Storchenpost Nr.311, Okt.2014, pp.36-38.

[21] Arbeitsgemeinschaft Deutscher Minderheiten（AGDM）は、FUENのドイツ人少数民族のための特別部会であり、ドイツ連邦共和国内務省の主導により1991年に設立された。現在、欧州の27カ国のドイツ人少数民族が参加している。http://agdm.fuen.org/

[22] Bund der Jugend der Deutschen Minderheit in der Republik Polen（BJDM）。1992年に設立され、現在会員は約7,000人。http://www.bjdm.eu/

[23] The Youth of European Nationalities。YENは「FUEN青少年委員会（Youth Committee of FUEN）」を前身とし、1984年にデンマーク南部のクニーフスベルク（Knivsberg）で設立された。現在40以上の少数民族の青少年団体が加盟しており、欧州評議会およびEUからの援助を受けている。http://www.yeni.org/

は、「この25年間の歴史は大変喜ばしいものでした。25年前にようやく、あなた方は少数民族の組織を設立し、ドイツ人少数民族として、政治の場に参加することができるようになりました。これは、今日のポーランドでは自明のことであり、憲法および善隣友好条約でも保障されています。あなた方はまた、ポーランドの多数派社会と少数民族、故郷に留まった人と故郷を去った人、ドイツとポーランド、これら全てを結ぶ懸け橋となっているのです。」とドイツ人少数民族の25年間の活動を評価し、「私たちもあなた方も、ナチス・ドイツが引き起こした殲滅戦争、ポーランドで、ポーランド人に対して行われた犯罪行為、そして、故郷を追放された人と故郷に残留した人が支払わなければならなかった代償を溶暗することはできません。」と述べて歴史の記憶の重要性を強調した[24]。

7 おわりに

2015年、ポーランドのドイツ人少数民族はその存在を公式に認められてから25年の節目を迎えた。この間、ポーランドはEU加盟を果たし、「少数民族法」をはじめとする少数民族保護のための法整備が進められた。シュレージエン語が地域または少数言語に認定されていないなどの不備があるとはいえ、少数民族に対する法的保護が確立されたことは大きな前進であった。また、ドイツ人少数民族は、ポーランド社会における地位を確立し、FUENの活動を通して欧州の少数民族社会の価値ある一員となった。グローバル化が加速する欧州において、ポーランドのドイツ人少数民族は、今後どのように発展してゆくのだろうか。若い世代が都市や外国に流出し、シュレージエンの言語文化が喪失されてしまうのだろうか。それとも、インターネットやSNSを利用し、遠隔地からも参加できるフォーラムを形成することで、民族的アイデンティティを保持発展させることができるのだろうか。グローバル時代におけるドイツ人少数民族の新たな挑戦については、稿を改めて論じることにしたい。

主要参考文献

木戸衛一「ドイツ・ポーランド関係に見る歴史和解と信頼構築」『北東アジアの平和構築 - 緊張緩和と信頼構築のロードマップ』豊下楢彦・澤野義一・魏栢良（編）、大阪経済法科大学出版部、2015、pp.231-255。

小林公司「ドイツ統一と国境画定 - ドイツ・ポーランド間における国境画定を中心として」『平和研究（24）』、日本平和学会、1999、pp.91-100。

玉井雅隆『CSCE少数民族高等弁務官と平和創造』、国際書院、2014。

[24] Masurische Storchenpost Nr.320, Jul. 2015, pp.3-9.

中村年延「ルールからリールへ - 炭鉱の記憶」『ポーランドを知るための 60 章』渡辺克義（編）、明石書店、2001、pp.43-46。

我田広之「多言語使用とアイデンティティ - ポーランド在住ドイツ系少数民族に関する調査報告書に寄せて」『「文化」の解読（13）文化とコミュニティー』大阪大学言語文化研究科、2013、pp.65-74。

Haus der Deutsch - Polnischen Zusammenarbeit, *Die Deutschen in der Woiwodschaft Oppeln – Fragen und Antworten – Soziologische Untersuchung der Mitglieder der Sozialkulturellen Gesellschaft der Deutschen im Oppelner Schlesien*, 2010.

Haus der Deutsch - Polnischen Zusammenarbeit, *Entwicklungsstrategie der deutschen Minderheit in Polen für die Jahre 2010-2015*, 2010.

Jäger-Dabek, Brigitte, *Minderheiten und kulturelle Vielfalt,* in: Kneip, M. & Mack, M. (Eds.), *Polnische Gesellschaft*, Cornelsen Verlag Berlin, 2012, pp.83-95.

Kamusella, Tomasz, *Poland and Silesians: Minority Rights à la carte?* in: *Journal on Ethnopolitics and Minority Issues in Europe*, Vol.11, No.2, 2012, pp.42-74.

Miś, Engelbert, 25 Jahre deutsche Minderheit im Oppelner Schlesien, in: Masurische Storchenpost Nr.320, Jul. 2015, pp.12-17.

Söhner, Felicitas, *Vom Konfliktherd zur Modellregion – Selbstbilder und Fremdbilder entlang der Hohen Straße in Schlesien*, Neisse Verlag, 2013.

Urban, Thomas, *Deutsche in Polen – Geschichte und Gegenwart einer Minderheit*, C.H.Beck, 2000.

Wiśniewiecka-Brückner, Katarzyna, *Polen*, in: Lebsanft, F. & Wingender, M. (Eds.), *Europäische Charta der Regional- oder Minderheitensprachen – ein Handbuch zur Sprachpolitik des Europarats*, De Gruyter, 2012, pp.211-226.